

## 宮城県高度情報化推進協議会会計細則

### (目的)

第1条 この細則は、規約第14条の規定に基づき、協議会の一般会員の会費及び会費の徴収手続等を定める。

### (会費)

第2条 協議会の会費は、一口年額1万円とする。

2 一般会員は、一口以上の会費を納入することとする。

### (年度途中の異動)

第2条の2 前条に定めるほか、年度途中に入退会等の異動があった会員に対する会費の徴収方法については、異動の時期等を考慮して、会長が決定する。

### (会費の徴収)

第3条 会費を徴収しようとするときは、会長名をもって、該当口数に相当する金額を明記した請求書を送付して行うものとする。

### (会費の減免)

第4条 一般会員に災害などのやむを得ない事態が生じた場合には、理事会の承認を得て、会長は会費の納入を減免することができる。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この細則は、協議会の設立の日から施行する。

#### (会費の特例)

2 当分の間、第2条中「1万円」とあるのは「7千円」と読み替えるものとする。

### 附 則

この細則は、平成21年6月8日から施行し、平成21年度に係る会計から適用する。

### 附 則

この細則は、平成23年8月24日から施行し、平成23年度に係る会計から適用する。

### 附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度に係る会計から適用する。